

四日市市支援対象児童等見守り強化事業業務委託 プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

四日市市支援対象児童等見守り強化事業業務委託

(2) 業務の目的

家庭環境の変化等により、困難を抱える子どもとその家族を定期的に訪問し、食料品の提供等を行いながら、見守りを実施し、児童虐待の未然防止を図る。

(3) 業務内容

別紙「四日市市支援対象児童等見守り強化事業業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約の日から令和8年3月31日まで

(5) 募集事業者数

2者

四日市市を北部エリアと南部エリアに分け、それぞれ1者募集する。

同一法人・団体で複数のエリアの受託を希望する場合は、それぞれ別事業所として応募するものとし、「四日市市支援対象児童等見守り強化事業業務委託仕様書 5 委託業務の内容 (2) 人員体制」のうち、運営責任者及び訪問・相談支援員は重複しないものとする。

2 委託料（事業費限度額）

見積もりは下記「(1) 単価契約（見積もり限度額）」や「(2) 事業規模の上限」の範囲内で単価及び総額を記載する。なお、見積もり限度額を超えて提案した場合は失格とする。

(1) 単価契約（見積もり限度額） ※この限度額は税抜である。

家庭訪問1回	単価	4,250円
家庭訪問1回（不在時）	単価	2,400円
食事の提供（一食あたり）	単価	546円
物品の提供1回（一人あたり）	単価	200円
学習等支援1回（一人あたり）	単価	1,100円

(2) 事業規模の上限

委託料上限 7,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

以下の条件で見積もりを行うこと。なお、この条件は想定であり、回数を保証するものではない。併せて、当該契約は委託料上限を保証するものではない。

支援対象児童数 25世帯50人

家庭訪問	各世帯に毎週1回（年48回）	年間合計	1,200回
食事の提供	家庭訪問毎に支援対象児童に食事の提供	年間合計	2,400食
物品の提供	25人に年12回提供	年間合計	300回
学習等支援	20人に年12回支援	年間合計	240回

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 過去3年以内に子どもや子育て中の親を対象とした相談業務もしくは、子どもの見守りに関する業務について実績を有する法人、もしくは団体とする。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) プロポーザル実施公表の日から契約締結の日までにおいて四日市市建設工事等入札参加資格停止基準(平成21年6月1日施行)の規定による入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 経営不振の状態(民事再生法(平成11年法律第225号))に基づく再生手続き開始の申し立て、会社更生法(昭和27年法律第127号)に基づく更生手続きがなされた状態にないこと。
- (5) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条に規定する政治団体及びこれに類する団体でないこと。
- (6) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体及びこれに類する団体でないこと。
- (7) 参加者又は参加者の役員等(法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、「四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号。以下「暴力団等排除措置要綱」という。)」の第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等でないこと。入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (8) 四日市市税(同市税が課税されていない法人で市外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税)、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (9) 個人情報に関する法律等関係法規を遵守していること。

5 募集方法

ホームページ上で本実施要領等を公表する。

6 契約までのスケジュール

	内容	期日・期間等
1	実施要領等の公告	令和6年12月26日(木)
2	説明会	令和7年1月7日(火) 午後2時(予定)
3	質問受付及び参加意向申込書提出期間	令和7年1月8日(水)～令和7年1月15日(水)
4	質問回答及び参加資格審査結果通知予定日	令和7年1月16日(木)
5	企画提案書受付期間	令和7年1月17日(金)～令和7年1月28日(火)

6	プレゼンテーション	令和7年2月7日(金) (予定)
7	委託業者の決定	令和7年2月下旬
8	契約の締結	令和7年3月上旬

7 説明会

業務内容や児童虐待に関する基礎知識等について説明会を実施する。説明会への出席は、本業務の申し込みには必須ではないが、業務遂行において、非常に重要なものである。

説明会への参加を希望するものは説明会の前日午後5時までに、電子メールもしくは電話で「19 問い合わせ」先へ連絡すること。なお1者あたり最大3名までの出席とする。

開催場所は市役所3階301会議室とする。

8 質問及び回答

質問は、電子メール(Wordを用いた任意様式)により受け付け、令和7年1月15日(水)の正午必着とする。なお電子メールの送信後に「19 問い合わせ」先へ電話すること。

回答は令和7年1月21日(火)中に四日市市のHP上で、全ての質疑を公表する。

9 参加意向申出書の提出

以下の資料を一括して持参、郵送により提出する。郵送により提出する場合は封筒に「参加意向申出書等在中」と朱書きし、簡易書留とすること。いずれの方法による場合も令和7年1月15日(水)の正午必着とし、分割提出は認めない。

- (1) 様式1「参加意向申出書」
- (2) 法人もしくは団体の概要(最新のもの、パンフレット等の使用も可)
- (3) 四日市市税の完納証明書(同市税が課税されていない法人で市外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税の完納証明書又は納税証明書)※納税証明書の場合は直近5ヵ年
- (4) 上記「4 参加資格」(1)が確認できる資料

なお、参加資格審査結果は、各応募者へ様式2「参加資格審査結果通知書」にて令和7年1月16日(木)に電子メールで通知する。結果の理由を求める場合は令和7年1月23日(木)正午までに電子メールで問い合わせること。

10 企画提案書の提出

以下の資料を一括して持参、郵送により、10部(正本:1部、副本:9部)提出すること。郵送により提出する場合は封筒に「企画提案書等在中」と朱書きし、簡易書留とすること。いずれの方法による場合も令和7年1月28日(火)の正午必着とし、分割提出は認めない。

- (1) 様式3「提案書」
- (2) 様式4「企画提案書」
- (3) 様式5「誓約書」
- (4) 見積内訳書

11 書類提出先

1.2 審査方法

四日市市支援対象児童等見守り強化事業業務委託プロポーザル審査委員会において、「1.3 評価項目及び配点」に基づき、書面及びプレゼンテーション審査を行い、企画提案書等の内容について評価する。

なおプレゼンテーションの時間は1者あたり10分、質疑応答15分とする。使用する説明資料は提出された企画提案書等のみとし、新たな説明資料を追加することはできない。このプレゼンテーションにあたり、プロジェクタやPC等は使用不可とする。なおプレゼンテーションに出席する者は運営責任者及び訪問・相談支援員各1名以上とし、上限を3名とする。

プレゼンテーションは令和7年2月7日（金）を予定しており、詳細な日時等は各応募者に別途通知する。

1.3 評価項目及び配点

評価項目及び配点は以下のとおりとする。

審査項目	配点
業務実績等	30点
基本方針	15点
業務実施体制	15点
個人情報の取り扱い	10点
事業内容	30点
総合評価点	100点

1.4 受託候補者の選定方法について

四日市市支援対象児童等見守り強化事業業務委託プロポーザル審査委員会において、北部エリア、南部エリアごとに審査し、全委員の総合評価点（以下、「評価点」という。）の合計が満点の6割以上で、最も評価点が高い者を受託候補者として選定する。なお、評価点が高い者が複数いる場合は委員長が決定する。

応募者が1者である場合、全委員の評価点の合計が満点の6割を満たしている場合はその応募者を受託候補者とする。

1.5 審査結果

審査終了後、四日市市のホームページ上に応募者名及び受託候補者名を公表するとともに、各応募者へ様式6「プロポーザル審査結果通知書」にて郵送により通知する。

1.6 契約の締結

本業務の受託候補者に選定された者は、四日市市と協議し詳細な業務内容（仕様書記載事項以外の独自提案・追加提案が優れており、かつ、実現可能性がある場合、業務として加えることもある）、契約金額等の細部を決定した上で、随意契約を行うものとする。なお、協

議に必要な資料は受託候補者が作成するものとする。

また、契約締結までに受託候補者が失格となった場合又はその他の理由により契約締結が不可能となった場合は、審査結果の次点者から順次協議を行うものとする。

17 提出書類の取り扱い

- (1) 提出書類は応募者へ返還しない。
- (2) 提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、法令等に基づき、応募者の許諾を得た上で公表する場合がある。

18 情報公開及び提供

四日市市ホームページに以下の情報を掲載する。また、提出された文書等については、四日市市情報公開条例に基づき公表する場合がある。

19 問い合わせ

四日市市こども未来部 こども家庭課 担当：前田

TEL:059-354-8276/FAX:059-354-8061

電子メール kodomokatei@city.yokkaichi.mie.jp (送受信を電話で確認すること)

20 その他

- (1) プロポーザルに要する経費は応募者の負担とする。
- (2) プロポーザルにより受託候補者となった場合においても、参加資格審査日以降に「4 参加資格」の条件を満たさなくなった場合は、契約に至らないことがある。
- (3) 応募を取り下げる場合は、速やかに文書にて連絡すること。様式は任意とする。なおお辞退により不都合な取り扱いはしない。
- (4) 次のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。
 - ① 定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
 - ② 提案内容に虚偽等がある場合
 - ③ 応募者及び協力会社が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合